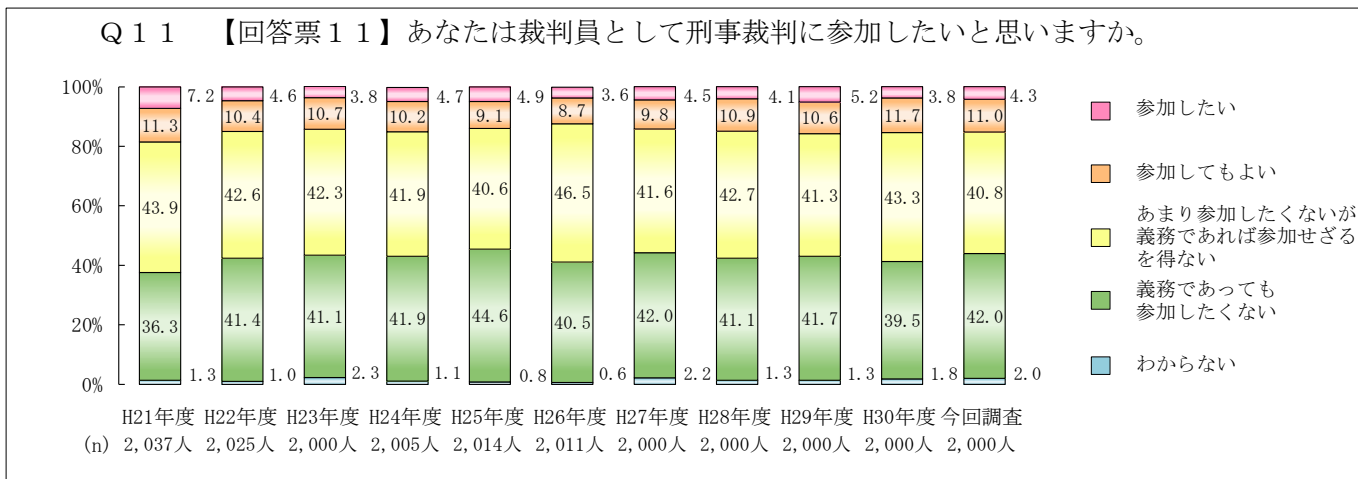


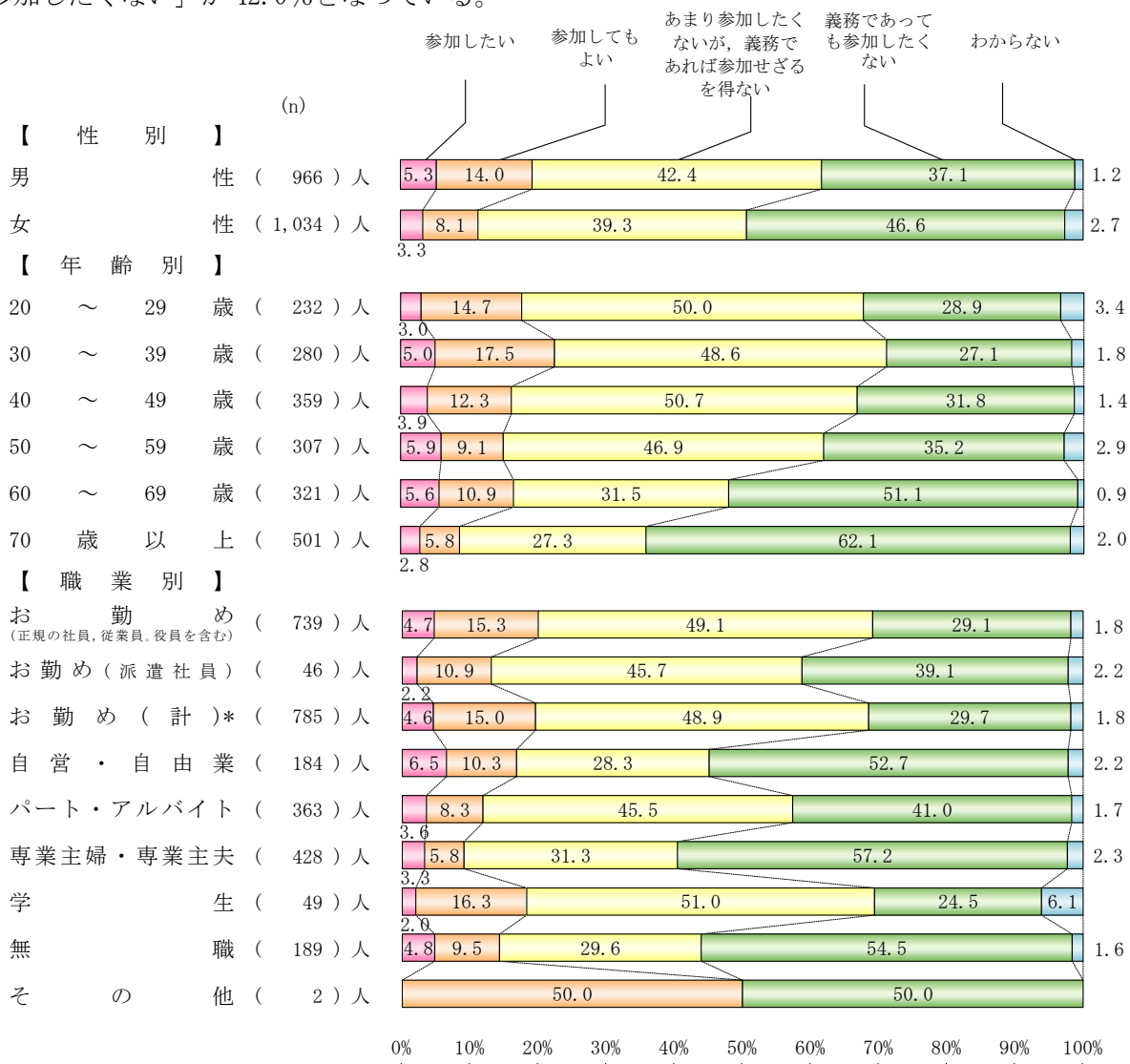
*お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員, 従業員, 役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

裁判員裁判で、保護観察が付された割合が『妥当だと思う』(「妥当だと思う」+「どちらかといえば妥当だと思う」と答えた割合は、男女別、年齢別では、いずれも大きな差はみられない。職業別では、お勤め(派遣社員)と学生が高くなっている。

11 裁判員として刑事裁判に参加したいか



裁判員として刑事裁判に参加したいかどうかについては、「参加したい」が4.3%、「参加してもよい」が11.0%、「あまり参加したくないが、義務であれば参加せざるを得ない」が40.8%、「義務であっても参加したくない」が42.0%となっている。



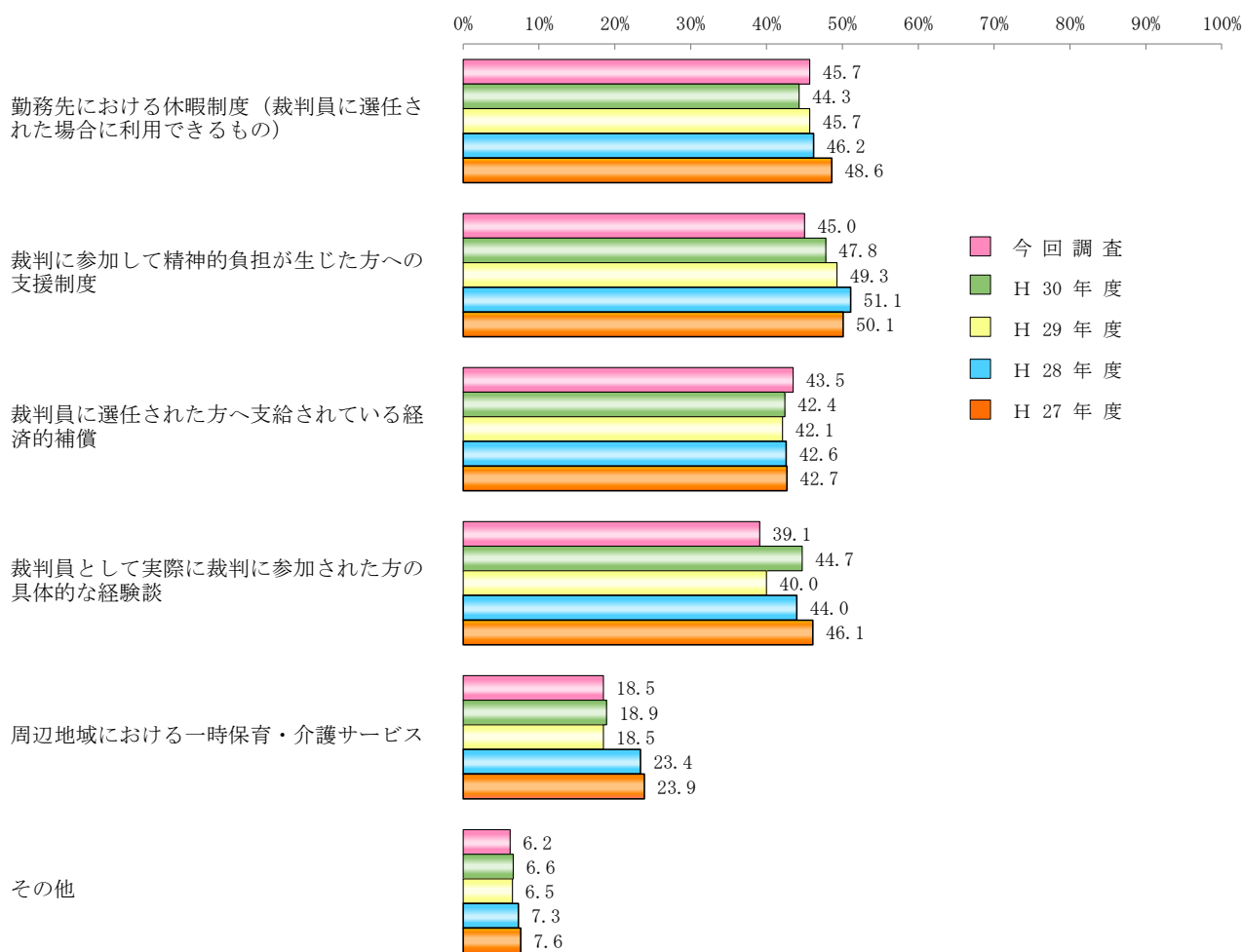
*お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

「参加したい」、「参加してもよい」と答えた者の割合は、男女別では、男性が高くなっている。年齢別では、30代が最も高くなっている。職業別では、お勤め(正規の社員、従業員、役員を含む)が最も高くなっている。

12 裁判員制度への参加意欲を高めるために必要な情報

【資料2】実際に裁判員を経験された方のうち、44.1%の方が、裁判員に選ばれる前は、裁判員を「あまりやりたくなかった」「やりたくなかった」と回答されています。その一方で、裁判員として裁判に参加した感想についてお聞きすると、96.7%の方が、「よい経験」「非常によい経験」と感じたという回答されています。（平成30年度アンケート調査結果報告書）

Q12 【回答票12】あなたが裁判員に選ばれるかもしれないとして、参加意欲を高めるために必要な情報はどれですか。当てはまるものを、この中からすべてあげてください。（M. A.）



(n=2,000, M. T. =197.9%)

裁判員に選ばれると仮定した上で、参加意欲を高めるために必要な情報として、「勤務先における休暇制度（裁判員に選任された場合に利用できるもの）」が45.7%、「裁判に参加して精神的負担が生じた方への支援制度」が45.0%、「裁判員に選任された方へ支給されている経済的補償」が43.5%、「裁判員として実際に裁判に参加された方の具体的な経験談」が39.1%、「周辺地域における一時保育・介護サービス」が18.5%などとなっている。

	該 当 数 (n)	利 用 可 能 な 物 品 の 選 任 に 関 する 休 暇 制 度 に 関 する 情 況	裁 判 に 参 加 し て 精 神 的 負 担 が 生 じ た 方 へ の 支 援 制 度	裁 判 に 選 任 さ れ た 方 へ 支 給 さ れ て い る 経 済 的 補 償	裁 判 員 と し て 実 際 に 裁 判 に 参 加 さ れ た 方 の 具 体 的 な 経 験 談	周 辺 地 域 に お け る 一 時 保 育 ・ 介 護 サ ー ビ ス	そ の 他	回 答 計
TOTAL	2,000	45.7	45.0	43.5	39.1	18.5	6.2	197.9
【 性 別 】								
男 性	966	49.1	41.0	47.2	34.4	13.9	6.9	192.4
女 性	1,034	42.5	48.6	40.0	43.5	22.8	5.5	203.0
【 年 齢 別 】								
20～29歳	232	61.6	35.3	46.6	36.6	19.8	1.3	201.3
30～39歳	280	67.9	42.1	52.9	34.3	26.4	1.4	225.0
40～49歳	359	63.2	44.3	54.9	37.9	20.3	1.9	222.6
50～59歳	307	57.0	54.4	44.0	36.8	18.6	3.6	214.3
60～69歳	321	32.4	46.1	45.5	40.5	13.7	9.7	187.9
70歳以上	501	14.8	44.9	27.1	44.3	15.2	13.6	159.9
【 職 業 別 】								
お勤め(正規の社員等)*1	739	69.0	42.1	47.5	35.0	16.0	3.4	213.0
お勤め(派遣社員)	46	56.5	41.3	54.3	37.0	15.2	2.2	206.5
お勤め(計)*2	785	68.3	42.0	47.9	35.2	15.9	3.3	212.6
自営・自由業	184	29.9	41.8	55.4	37.0	17.4	8.2	189.7
パート・アルバイト	363	55.1	46.8	47.7	41.9	20.1	1.9	213.5
専業主婦・専業主夫	428	17.1	47.4	32.0	44.6	24.1	10.7	175.9
学 生	49	51.0	34.7	53.1	40.8	16.3	-	195.9
無 職	189	12.7	54.0	29.1	39.2	15.3	15.3	165.6
そ の 他	2	-	-	50.0	50.0	-	50.0	150.0

*1 「お勤め(正規の社員, 従業員, 役員を含む)」

*2 お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員, 従業員, 役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

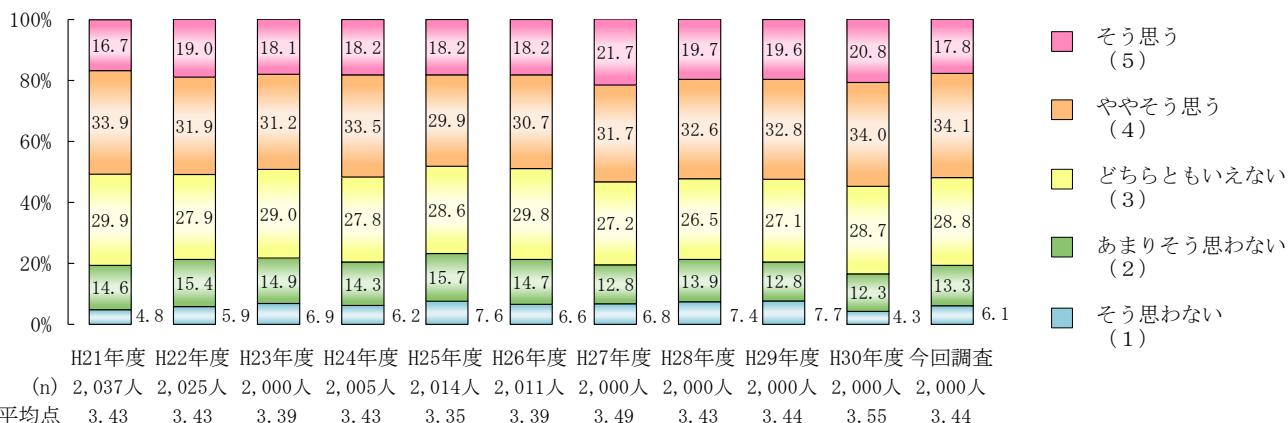
男女別にみると、「勤務先における休暇制度(裁判員に選任された場合に利用できるもの)」、「裁判員に選任された方へ支給されている経済的補償」は男性が高く、「裁判に参加して精神的負担が生じた方への支援制度」、「裁判員として実際に裁判に参加された方の具体的な経験談」、「周辺地域における一時保育・介護サービス」は女性が高くなっている。

年齢別に見ると、「勤務先における休暇制度(裁判員に選任された場合に利用できるもの)」は、20代から50代が高くなっている。「裁判員に選任された方へ支給されている経済的補償」は、30代から40代が高く、「周辺地域における一時保育・介護サービス」は、30代が最も高くなっている。「裁判に参加して精神的負担が生じた方への支援制度」は、50代が最も高くなっている。

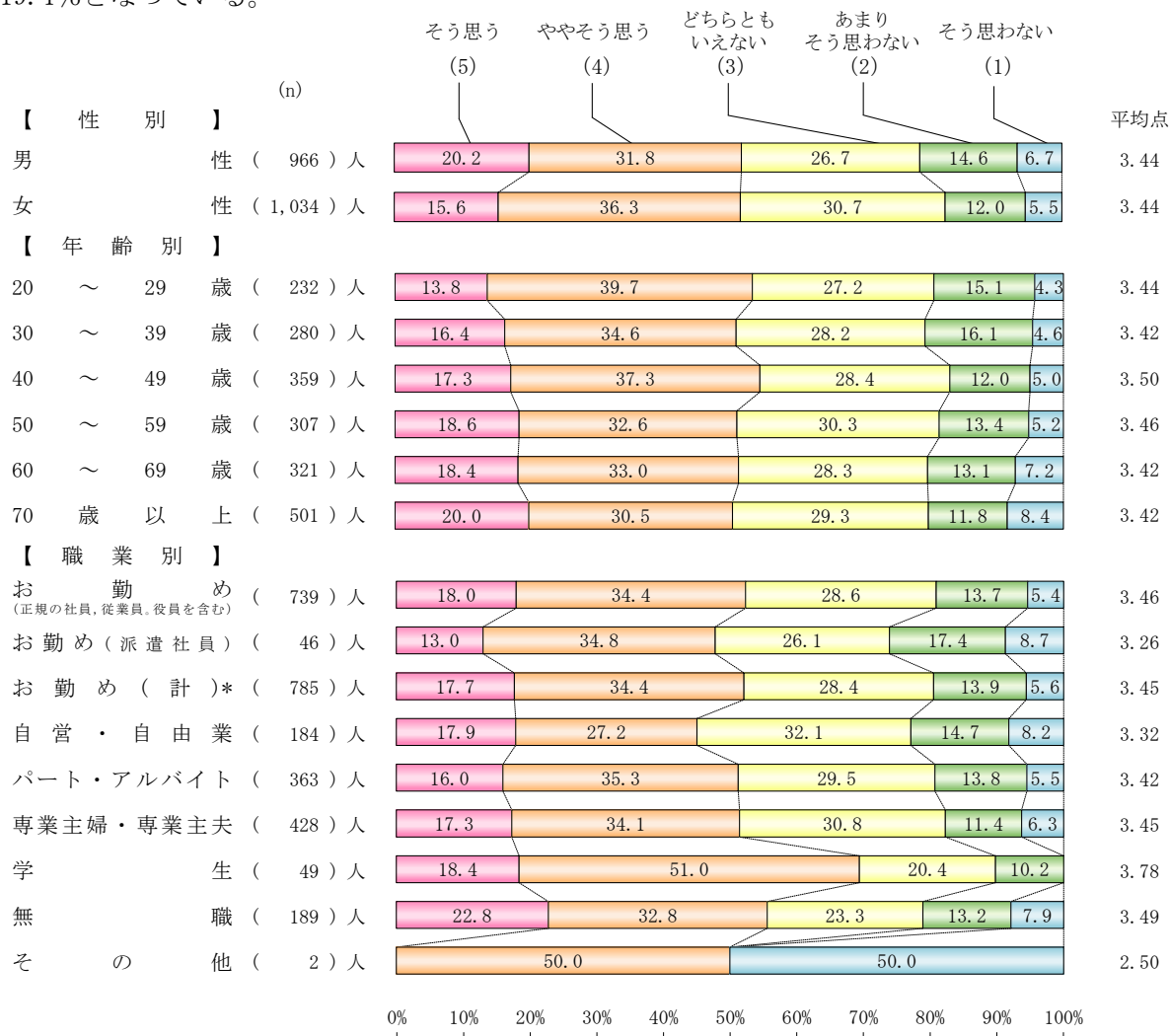
職業別にみると、「勤務先における休暇制度(裁判員に選任された場合に利用できるもの)」は、お勤め(正規の社員, 従業員, 役員を含む)が最も高くなっており、「裁判員に選任された方へ支給されている経済的補償」は、お勤め(派遣社員)と自営・自由業が高くなっている。「裁判員として実際に裁判に参加された方の具体的な経験談」、「周辺地域における一時保育・介護サービス」は、専業主婦・専業主夫が最も高くなっている。「裁判に参加して精神的負担が生じた方への支援制度」は、無職が最も高くなっている。

13 刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきか

Q 1 3 【回答票 1 3】 刑事裁判や司法など公の事柄については、国や専門家に任せておくのではなく、国民が自主的に関与すべきであるという考え方について、あなたはどのように思いますか。



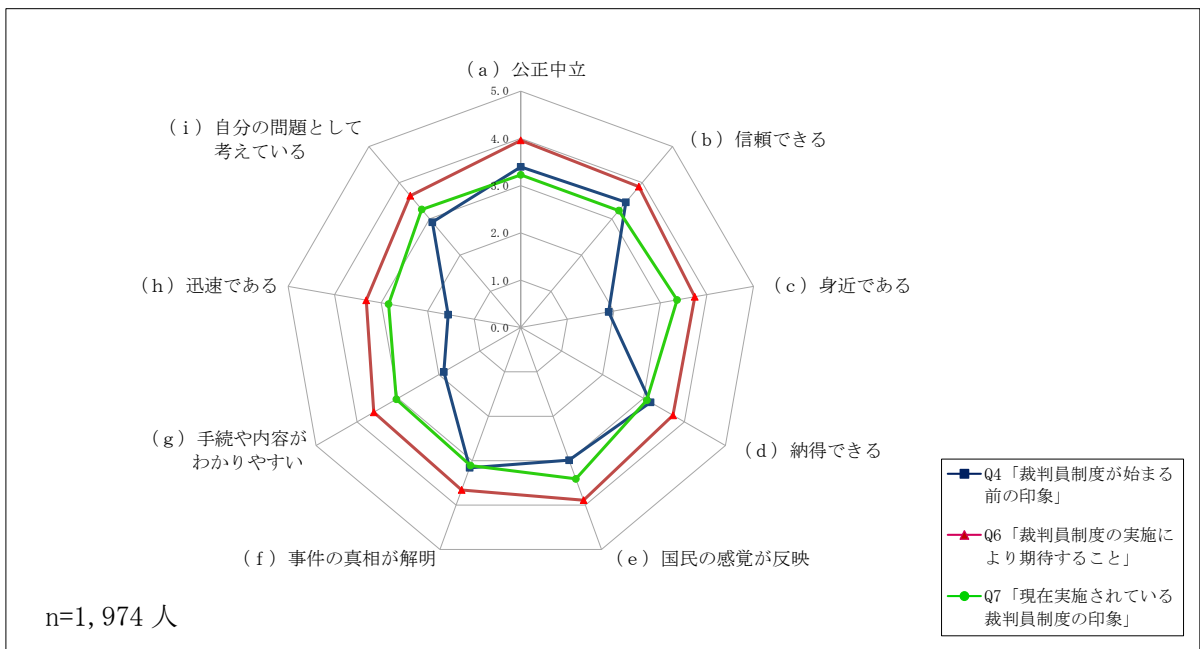
刑事裁判や司法などに国民が自主的に関与すべきであるという考え方については、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は51.9%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は19.4%となっている。



*お勤め (計) は、「お勤め (正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め (派遣社員)」を合計したものである。

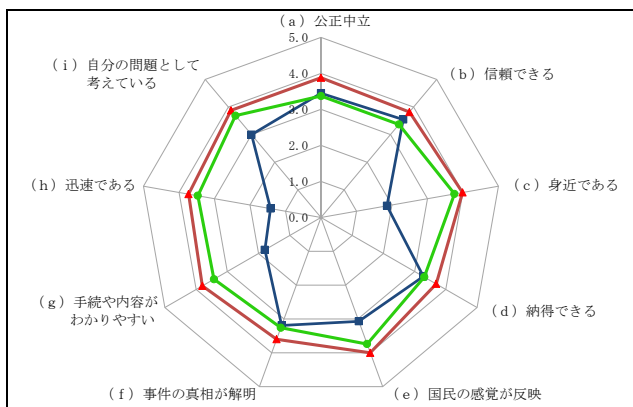
『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別、年齢別では、いずれも大きな差はみられない。職業別では、学生が最も高くなっている。

14 制度開始前・実施への期待・実施後の変化

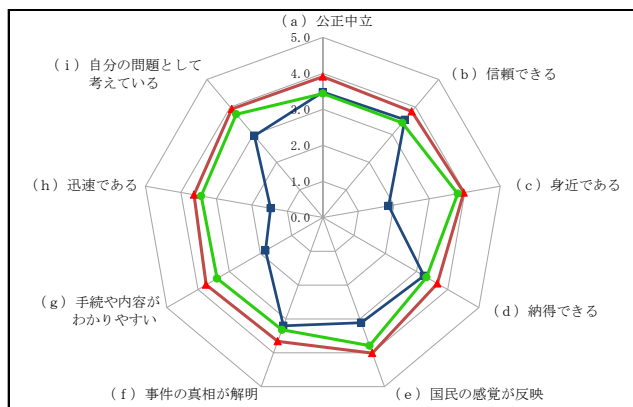


Q4：「裁判員制度が始まる前の印象」、Q6：「裁判員制度の実施により期待すること」、Q7：「現在実施されている裁判員制度の印象」の各問の9項目それぞれの点数を比較してみると、「(c) 身近である」、「(g) 手続や内容がわかりやすい」、「(h) 迅速である」はQ4よりもQ6、Q7の点数が目立って高くなっている。

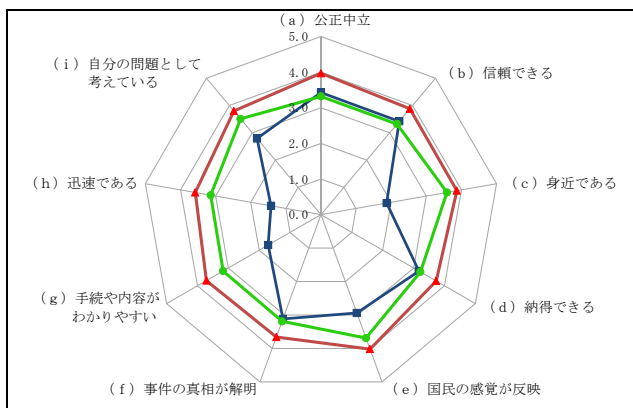
(平成21年度調査結果)



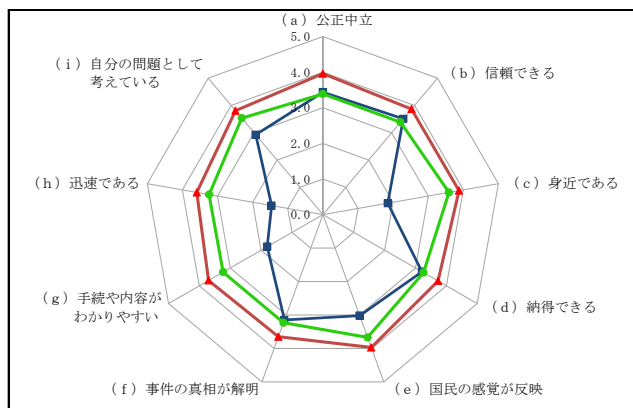
(平成22年度調査結果)



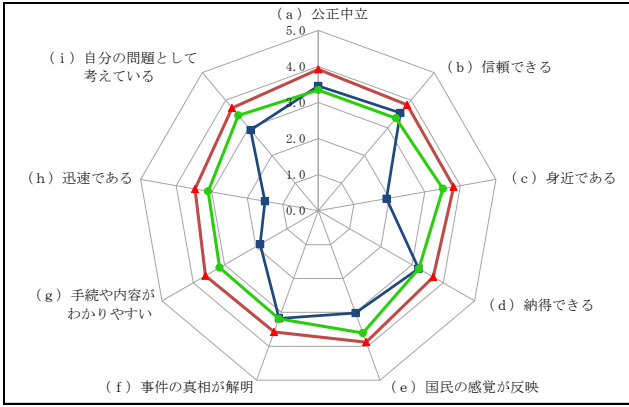
(平成23年度調査結果)



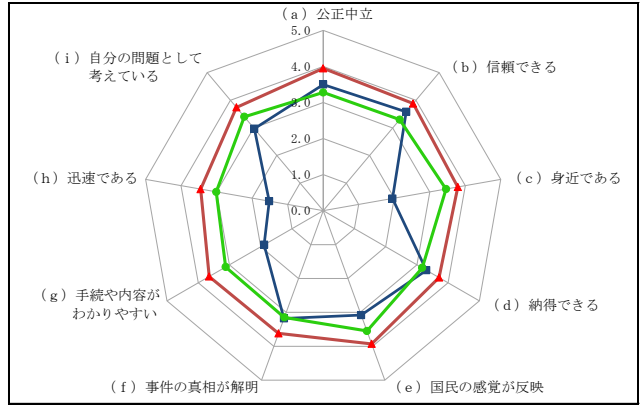
(平成24年度調査結果)



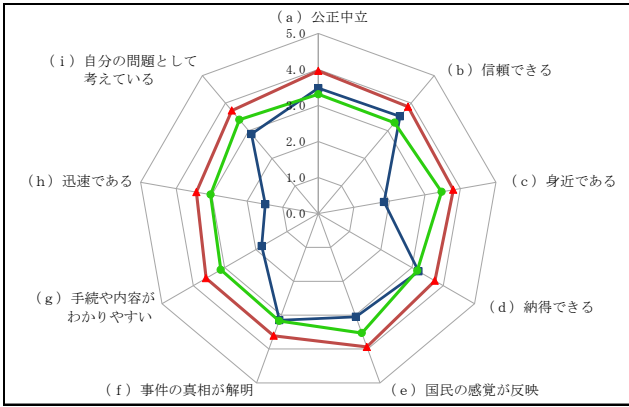
(平成25年度調査結果)



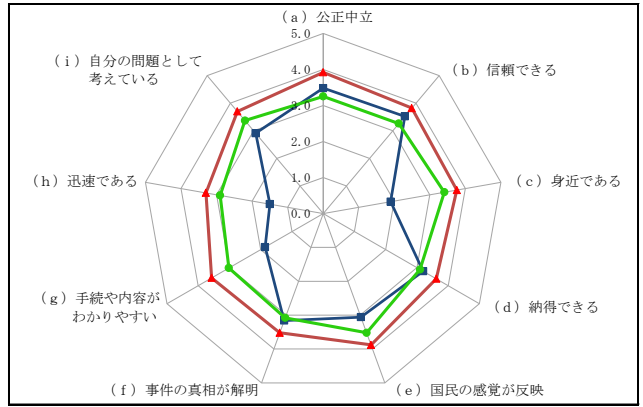
(平成26年度調査結果)



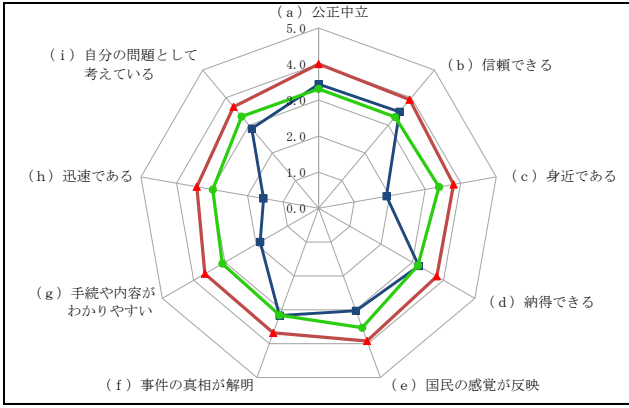
(平成27年度調査結果)



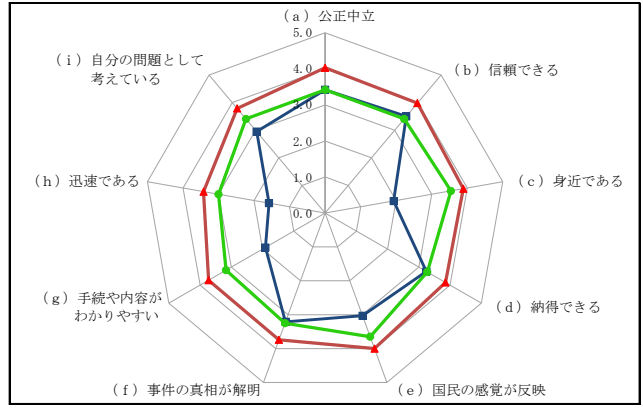
(平成28年度調査結果)



(平成29年度調査結果)



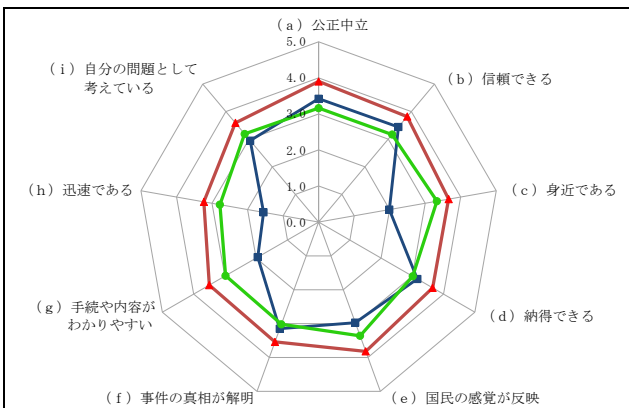
(平成30年度調査結果)



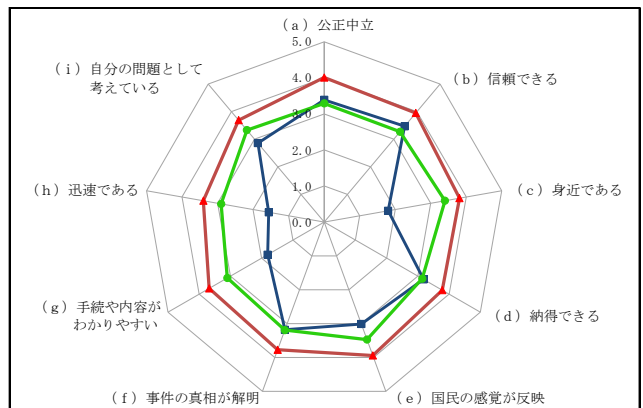
■ Q4「裁判員制度が始まる前の印象」 ■ Q6「裁判員制度の実施により期待すること」 ■ Q7「現在実施されている裁判員制度の印象」

【性別】(今回調査)

男性

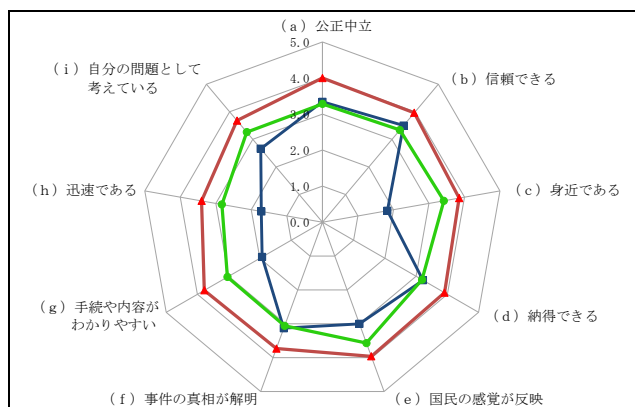


女性

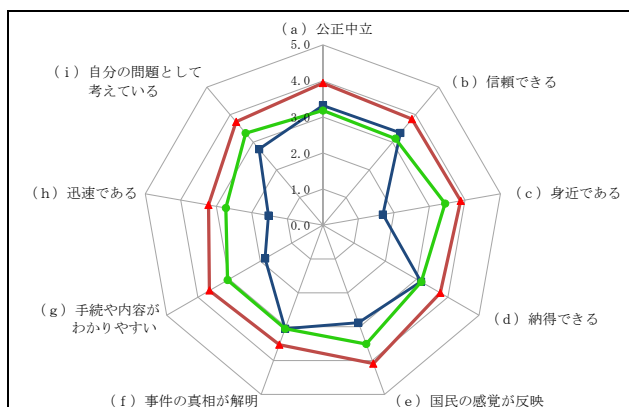


【年齢別】（今回調査）

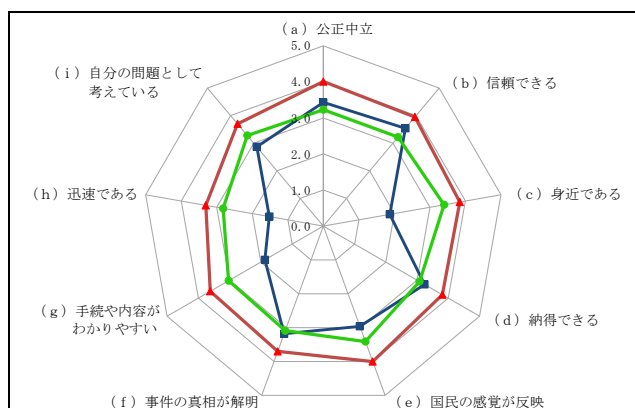
20代



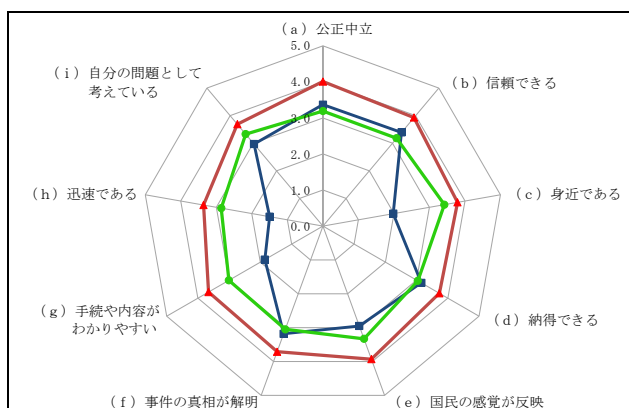
30代



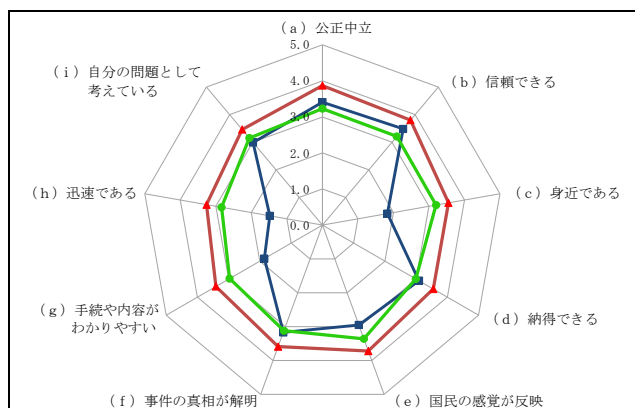
40代



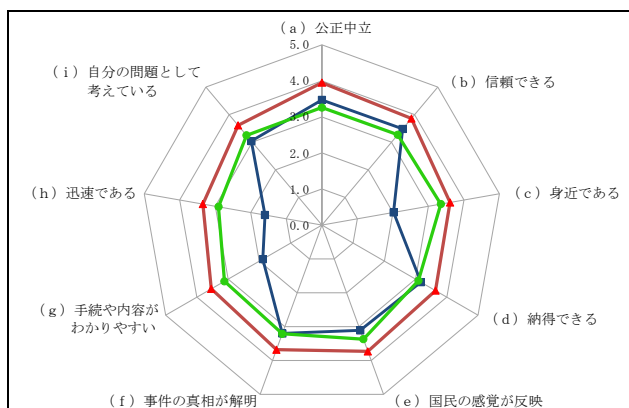
50代



60代



70歳以上



■ Q4「裁判員制度が始まる前の印象」 ▲ Q6「裁判員制度の実施により期待すること」 ● Q7「現在実施されている裁判員制度の印象」

男女別・年齢別にみた場合も、「(c) 身近である」、「(g) 手続や内容がわかりやすい」、「(h) 迅速である」はQ4よりもQ6、Q7の点数が目立って高くなっている。